

令和6年4月1日から 牛海綿状脳症(BSE)の 検査対象牛が変わります

【対象】(令和6年3月31日まで)

- ✓ 満96か月齢以上
- ✓ 満48か月齢以上で歩行困難・起立不能・神経症状を示す
- ✓ 月齢にかかわらず、BSEを疑う(特定症状を示す)



(令和6年4月1日から)

- ✓ 月齢にかかわらず、BSEを疑う(特定症状を示す)
- ✓ 月齢にかかわらず、死亡前に進行性の歩行困難、起立不能等の症状(犬座姿勢、異常歩様など)を呈していた、または呈していた可能性が高い

【ただし以下のものは除外】

- ・感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性または毒性の原因によると確定診断されたもの
- ・治療により回復のみられたもの

牛が死亡した場合は、獣医師による検案を受けていただき、検査の要否は獣医師の判断に従ってください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)近江八幡市西本郷町226-1
Tel:0748-37-7511, Fax:0748-37-4821
緊急携帯:090-3613-7486

◆ (北西部支所)高島市今津町弘川249-1
◆ Tel:0740-22-2145, Fax:0740-22-6681
◆ 緊急携帯:080-6176-8052